

新旧対照表

改 正 案	現 行
君津市建設工事適正化指導指針 最終改定 <u>令和 7 年 5 月 1 日</u> (定 義) 第 2 条 省略 (1)～(6) 省略 <u>(7) 営業所技術者</u> <u>法第 7 条第 2 号に規定する営業所技術者をいう。</u> <u>(8) 特定営業所技術者</u> <u>法第 15 条第 2 号に規定する特定営業所技術者をいう。</u> <u>(9)～(11) 省略</u> <u>(12) 連絡員</u> <u>建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 17 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 17 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を 1 年以上有する者に限る。）をいう。</u> <u>(13)～(18) 省略</u> (下請契約の締結の制限) 第 5 条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。 (1) 下請代金の額が 1 件で<u>5, 0 0 0</u>万円以上（当該特定建設業	君津市建設工事適正化指導指針 最終改定 <u>令和 5 年 2 月 1 日</u> (定 義) 第 2 条 省略 (1)～(6) 省略 (新設) (新設) <u>(7)～(9) 省略</u> <u>(10) 特例管理技術者</u> <u>法第 2 6 条第 4 項に規定する特例管理技術者をいう。</u> <u>(11)～(16) 省略</u> (下請契約の締結の制限) 第 5 条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。 (1) 下請代金の額が 1 件で<u>4, 5 0 0</u>万円以上（当該特定建設業

改 正 案	現 行
者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>8, 0 0 0</u>万円以上) である下請契約 (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が<u>5, 0 0 0</u>万円以上 (当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>8, 0 0 0</u>万円以上) となる下請契約	者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>7, 0 0 0</u>万円以上) である下請契約 (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が<u>4, 5 0 0</u>万円以上 (当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>7, 0 0 0</u>万円以上) となる下請契約
2 省略	2 省略
(技術者の適正な配置)	(技術者の適正な配置)
第6条 省略	第6条 省略
2 発注者から直接<u>建設</u>工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が<u>5, 0 0 0</u>万円以上 (当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>8, 0 0 0</u>万円以上) になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。	2 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が<u>4, 5 0 0</u>万円以上 (当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>7, 0 0 0</u>万円以上) になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。
3 建設業法施行令 (昭和31年政令第273号。以下「政令」という。) 第27条に定める建設工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。<u>この場合、主任技術者又は監理技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。</u>	3 建設業法施行令 (昭和31年政令第273号。以下「政令」という。) 第27条に定める建設工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。<u>ただし、監理技術者にあっては、発注者から当該建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。</u>
<u>ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</u>	<u>この場合、当該技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。</u>

改 正 案	現 行
(1) <u>当該建設工事が次のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合</u> ア <u>当該建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事にあっては2億円未満)となるものであること。</u> イ <u>同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場との間の移動時間(片道に要する時間)がおおむね2時間以内であること。</u> ウ <u>当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。</u> エ <u>当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。</u> オ <u>当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。</u> カ <u>当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書(様式第13号又はこれに準ずるもの)を作成し、当該工事現場に備え置くこと。</u> <u>また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿(規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。</u> なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる	(新設)

改 正 案	現 行
<u>事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって前号に規定する計画書への記載に代えることができる。</u> <u>キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。</u> <u>(2) 当該工事現場に当該管理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、監理技術者補佐を専任で置く場合における監理技術者</u> 4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第30条に定める数を超えるときは、適用しない。 <u>5 当該建設工事が次に掲げる要件のいずれか該当する場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。</u> <u>この場合、当該営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。</u> <u>なお、第3項及び次の各号の併用をすることはできない。</u> <u>(1) 政令第27条に該当する建設工事で次のアからカまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合</u> <u>ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。</u> <u>イ 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事</u>	(新設) 4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第29条に定める数を超えるときは、適用しない。 (新設)

改 正 案	現 行
<u>にあつては2億円未満) となるものであること。</u> ウ <u>同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他事象が生した場合における当該工事現場との間の移動時間（片道に要する時間）がおおむね2時間以内であること。</u> エ <u>当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。</u> オ <u>当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。</u> カ <u>当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。</u> キ <u>当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書（様式第13号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該工事現場に備え置くこと。</u> <u>また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。</u> <u>なお、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示</u>	

改 正 案	現 行
<u>されるときは、当該記録をもって前号に規定する計画書への記載に代えることができる。</u> <u>ク 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。</u> <u>(2) 政令第２７条に該当しない建設工事で次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合</u> <u>ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。</u> <u>イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。</u> <u>ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。</u> <u>(3) 政令第２７条に該当しない建設工事で第１号の要件をすべて満たす場合（前号の場合以外）</u> <u>６ 前項第１号の規定は、当該建設工事の数が、政令第３４条に定める数を超えるときは、適用しない。</u> <u>７ 第３項に定める専任の監理技術者（同項各号及び第５項第１号に規定する監理技術者を含む。以下同じ。）は、法第２７条の１８第１項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。</u> <u>８ 省略</u> （元請業者の義務） 第７条 省略	（新設） <u>５ 第３項に定める専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、法第２７条の１８第１項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。</u> <u>６ 省略</u> （元請業者の義務） 第７条 省略

改 正 案	現 行
(1)～(3) 省略 (4) 元請業者は建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のための必要な情報と併せて通知すること。 ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象 イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象 (5) 元請業者は、その請け負う建設工事について、次に掲げる主要な資材の供給の著しい現象、資材の価格の高騰その他工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象（天災その他不可抗力により生じるものを除く。）が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって天災その他不可抗力に生じるもの イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって天災その他不可抗力に生じるもの (6) 元請業者は、下請業者から工期の変更、工事内容の変更又は請負代金額の変更について協議の申出を受けたときは、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。 (7)～(12) 省略 <u>(建設工事の適正な施工の確保のための措置)</u>	(1)～(3) 省略 (4) 元請業者は建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨及び当該事象の状況把握のための必要な情報を提供すること。 ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象 イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象 (新設) (新設) <u>(5)～(10) 省略</u> (新設)

改 正 案	現 行
<u>第7条の2 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人がその下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講じる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。</u> (施工体制の把握) 第9条の2 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が<u>5, 000</u>万円以上（建築一式工事にあつては、<u>8, 000</u>万円以上）になるときは、<u>「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」並びに「施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）」</u>を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。 なお、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル<u>又は</u>磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への	(施工体制の把握) 第9条の2 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が<u>4, 500</u>万円以上（建築一式工事にあつては、<u>7, 000</u>万円以上）になるときは、施工体制台帳（様式第1号又はこれに準ずるもの）<u>及び</u>施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。 なお、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載

改 正 案	現 行
記載及び添付資料に代えることができる。 2～5 省略 6 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 <u>なお、施工体系図の掲示については、国土交通省通知（令和4年1月27日付け国不建第446号）の要件を満たした上で、デジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができる。</u> 7 公共工事についての第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が<u>5,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）</u>になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。 8～9 省略 （市発注工事における届出等） 第11条 省略 2 市発注工事を直接請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、市との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（様式第7号）を、工事担当課長に届け出なければならない。現場代理人、<u>監理技術者補佐</u>又は専門技術者を選任したときも同様とする。 3～4 省略	及び添付資料に代えることができる。 2～5 省略 6 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 7 公共工事についての第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が<u>4,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）</u>になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。 8～9 省略 （市発注工事における届出等） 第11条 省略 2 市発注工事を直接請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、<u>又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を選任し、</u>市との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（様式第7号）を、工事担当課長に届け出なければならない。現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。 3～4 省略

改 正 案	現 行
(監督職員等) 第 1 3 条 工事担当課長は、市発注工事の施工状況等を監督する者 (以下「監督職員」という。)を定め、<u>監督職員選任通知書(様式第 1 1 号)</u>により速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。 2 省略 別表第 1 (第 3 条関係) (1)～(7) 省略 (8) 価格等<u>(物価統制令(昭和 2 1 年勅令第 1 1 8 号)第 2 条に規定する価格等をいう。)</u>の変動又は変更に基づく<u>工事内容の変更</u>又は<u>請負代金の額の変更及びその算定方法に関する定め</u> (9)～(16) 省略 別表第 3 (第 1 0 条関係) <雇用・労働条件の改善> (1)～(3) 省略 (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。 (5) 省略 <安全・衛生の確保> (6)～(7) 省略 <社会保険の加入> (8) 省略 (9) 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、<u>元請業者</u>においては、<u>下請業者</u>との契約に当たって、法定福利費が	(監督職員等) 第 1 3 条 工事担当課長は、市発注工事の施工状況等を監督する者 (以下「監督職員」という。)を定め、速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。<u>(様式第 1 1 号)</u> 2 省略 別表第 1 (第 3 条関係) (1)～(7) 省略 (8) 価格等の変動若しくは変更に基づく<u>請負代金の額又は工事内容の変更</u> (9)～(16) 省略 別表第 3 (第 1 0 条関係) <雇用・労働条件の改善> (1)～(3) 省略 (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。 (5) 省略 <安全・衛生の確保> (6)～(7) 省略 <社会保険の加入> (8) 省略 (9) 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、<u>元請負人</u>においては、<u>下請負人</u>との契約に当たって、法定福利費

改 正 案	現 行
内訳明示された見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、<u>下請業者</u>においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を<u>元請業者</u>に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。 <福祉の充実> (10)～(12) 省略 <福利厚生施設の整備> (13)～(14) 省略 <技術及び技能の向上> (15) 省略 (16) 建設労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めること。 <適正な雇用管理> <u>(17)～(19)</u> 省略 <その他> <u>(20)</u> 省略	が内訳明示された見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、<u>下請負人</u>においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を<u>元請負人</u>に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。 <福祉の充実> (10)～(12) 省略 <福利厚生施設の整備> (13)～(14) 省略 <技術及び技能の向上> (15) 省略 (新設) <適正な雇用管理> <u>(16)～(18)</u> 省略 <その他> <u>(19)</u> 省略

様式第1号

改正案

様式第1号

会社名

代表者名

住所

代表者住所

工事名及び工事内容

代表者住所

工期

契約日

年

月

日

許可業種

許可番号

許可(更新)年月日

健康保険等の加入状況

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

現場代理人

健康及び意見提出方法

安全衛生責任者名

安全衛生責任者名

雇用管理責任者名

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

一般特種技術者加入の状況(有無)

外国人技術者加入の状況(有無)

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

※主観と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事については締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

※主観又は管理技術者又は管理技術者資格又は管理技術者資格を有する事項を証する書類及び当該主観技術者又は管理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている旨であることを証する書類又はこれらの写し

※主観技術者又は管理技術者資格を有する事項を証する書類及び当該主観技術者又は管理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている旨であることを証する書類又はこれらの写し

会社名

代表者名

住所

代表者住所

工事名及び工事内容

代表者住所

工期

契約日

年

月

日

許可業種

許可番号

許可(更新)年月日

健康保険等の加入状況

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

現場代理人

健康及び意見提出方法

安全衛生責任者名

安全衛生責任者名

雇用管理責任者名

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

一般特種技術者加入の状況(有無)

外国人技術者加入の状況(有無)

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

※主観と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事については締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

※主観又は管理技術者又は管理技術者資格又は管理技術者資格を有する事項を証する書類及び当該主観技術者又は管理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている旨であることを証する書類又はこれらの写し

※主観技術者又は管理技術者資格を有する事項を証する書類及び当該主観技術者又は管理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている旨であることを証する書類又はこれらの写し

様式第1号

現行

様式第1号

会社名

代表者名

住所

代表者住所

工事名及び工事内容

代表者住所

工期

契約日

年

月

日

許可業種

許可番号

許可(更新)年月日

健康保険等の加入状況

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

現場代理人

健康及び意見提出方法

安全衛生責任者名

安全衛生責任者名

雇用管理責任者名

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

一般特種技術者加入の状況(有無)

外国人技術者加入の状況(有無)

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

※主観と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事については締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

※主観又は管理技術者又は管理技術者資格又は管理技術者資格を有する事項を証する書類及び当該主観技術者又は管理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている旨であることを証する書類又はこれらの写し

※主観技術者又は管理技術者資格を有する事項を証する書類及び当該主観技術者又は管理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている旨であることを証する書類又はこれらの写し

会社名

代表者名

住所

代表者住所

工事名及び工事内容

代表者住所

工期

契約日

年

月

日

許可業種

許可番号

許可(更新)年月日

健康保険等の加入状況

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

現場代理人

健康及び意見提出方法

安全衛生責任者名

安全衛生責任者名

雇用管理責任者名

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

一般特種技術者加入の状況(有無)

外国人技術者加入の状況(有無)

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

※主観と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事については締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

※主観又は管理技術者又は管理技術者資格又は管理技術者資格を有する事項を証する書類及び当該主観技術者又は管理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている旨であることを証する書類又はこれらの写し

※主観技術者又は管理技術者資格を有する事項を証する書類及び当該主観技術者又は管理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている旨であることを証する書類又はこれらの写し

再下請負通知書

姓名	
性别	
年龄	
职业	
住址	

【 请由下面填写姓名 】

姓名

《自社に関する事項》

[illegible]

創設後経過 の加入状況	母体加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用外	加入	未加入 適用外	加入	未加入 適用外
		事業所の名称		健康保険		厚生年金保険	
事業経 理責任者						雇用保険	

監 員 名	安全衛生責任者名
棟梁及び 意見出役名	安全衛生推進者名
現 場 代 理 人 名	雇用管理責任者名
棟梁及び 意見出役名	専門技術者名
主 任 技 術 者 名	賃 格 内 容
主任 兼務任	組工工事内容
賃 格 内 容	

一 号特定技能外国人の 仕事の状況 (有無)	有	無	外国人技能実習生の 仕事の状況 (有無)	有	無
------------------------------	---	---	----------------------------	---	---

樣式第2号

田
月
年

再下請負通知書

元 関 名 称	位 上 部 名 主 文 部 名
---------	--------------------

【 郵 出 下 関 式 票 券 】

住 所

金 社 名

代 理 部 名

《自社に関する事項》

[illegible]

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外		適用除外		適用除外	
事業所 管理記号等	営業所の名称	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	

監	官	員	名		安全衛生責任者名	
		補頭及び 意圖中出役法			衛生責任者名	
増	代	理	人	名	雇用管理責任者名	
		補頭及び 意圖中出役法			専門技術者名	
主	任	技	術	者	名	資格内 容
		補頭及び 意圖中出役法				
真	格	内	容			製造工事内 容

一 号 特 定 技 能 外 国 人 の 役 事 の 状 況 (有 無)	有 無	外 国 人 建 設 財 産 投 資 者 の 役 事 の 状 況 (有 無)	有 無
---	--------	---	--------

様式第2号

《再下請負關係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名	日 氏 日
住所		
代表者名		
工賃		
工賃		日 氏 日

建設業の 計画	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事種別	大臣 特定 知事 一般	年 月 日
	工事種別	大臣 特定 知事 一般	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 登録記号等	事業所の名称		厚生年金保険		雇用保険	

現場代理人	安全衛生責任者名
補綴及び 意見書出方法	安全衛生責任者名
主任技師名 所在地	雇用管理責任者名
資格内容	専門技師名
	資格内容
	担当工事内容

一 研究技術外国人の 従事者の状況 (有無)	有	無	外国人技術実習生の 従事者の状況 (有無)	有	無

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

様式第2号

《再下請負關係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名	年	月	日
住所				
電話番号				
工事名				
工事内容				
工期	開始日	年	月	日

建設業の 設計	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
			年	月
	工事業	大臣 特定 第一号	年	月
	工事業	大臣 特定 別号	年	月

特種保険等の加入状況	事業所 登録記号等	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		事業所の名称	健康保険	厚生年金保険 加入者数	厚生年金保険 未加入者数 適用除外	雇用保険 加入者数	雇用保険 未加入者数 適用除外

現場代理人 姓名及 職銜 地址	安全衛生責任者名
主任技術者名	安全衛生推進者名
資格内容	國內管理責任者名
	専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

一 号特定技能外国人の 就労の状況 (有無)	有 無	外国人建設就労者の 就労の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 就労の状況 (有無)	有 無
------------------------------	--------	----------------------------	--------	----------------------------	--------

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

- ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

改 正 案

様式第 7 号

様式第7号

君津市長 様 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

主任技術者等選任通知書

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に關し、下記の者を
選任したので君津市建設工事適正化指導要綱第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第10条
第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者 特例監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
氏 名				

※ 添付書類

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び
直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

(注) 主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。

建設業許可における営業所技術者及び特定営業所技術者は、営業所に常勤している必要があるため、建設業法
第26条の5に該当する場合を除き、現場への専任を求められる工事（※）における主任技術者・監理技術者・
監理技術者補佐として配置することはできません。（建設業法第7条第2号，第26条第3項，建設業法施行令第27条）
※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）
となる工事

現 行

様式第 7 号

様式第7号

君津市長 様 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

主任技術者等選任通知書

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に關し、下記の者を
選任したので君津市建設工事適正化指導要綱第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第10条
第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者 <u>特例監理技術者</u>	監理技術者補佐	専門技術者
氏 名				
現 住 所				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格				
選 任 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※ 添付書類

(1)主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、
資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。
(2)専任技術者一覧表（別添様式又は任意に作成した一覧表による）

(注) ① 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。
② 監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

建設業許可における専任技術者は、営業所に常勤している必要があるため、現場への専任を求められる工事（※）
における主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐として配置することはできません。
（建設業法第7条第2号，第26条第3項，建設業法施行令第27条）
※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）
となる工事

改 正 案

様式第 7 号別添

(削 除)

現 行

様式第 7 号別添

別 添

専任技術者一覧表

年 月 日現在

営業所の名称	専任技術者の氏名	担当業種

改 正 案

様式第 9 号

様式第9号

様

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

変 更 通 知 書

年 月 日契約に係る 工事に関し、年 月 日付けで
通知した について、下記のとおり変更しましたので、君津市建設工事適正
化指導指針第11条第3項の規定並びに建設工事請負契約約款第10条第2項の規定により通知し
ます。

記

	変 更 前	変 更 後
氏 名		

※ 添付書類
主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する
書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

現 行

様式第 9 号

様式第9号

様

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

変 更 通 知 書

年 月 日契約に係る 工事に関し、年 月 日付けで
通知した について、下記のとおり変更しましたので、君津市建設工事適正
化指導要綱第11条第3項の規定並びに建設工事請負契約約款第10条第2項の規定により通知し
ます。

記

	変 更 前	変 更 後
氏 名		
現 住 所		
生年月日	年 月 日	年 月 日
資 格		
変 更 日	年 月 日	

※ 添付書類
(1)主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、
資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。
(2)専任技術者一覧表（別添様式又は任意に作成した一覧表による）
（注） 監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

改 正 案

様式第 1 0 号別添

別 添

点 検 等 年 月 日	年 月 日
1. 点検事項	点検結果（該当事項に○をする）
(1)施工体制台帳の整備状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(2)下請契約書	イ. 建設工事標準下請契約約款を使用 ロ. 同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ. その他
(3)一括下請又は不必要な重層下請	イ. 疑いがない ロ. 疑いがある
(4)標識等の掲示	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(5)施工体制及び施工体系図の確認	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(6)監理（主任）技術者、 <u>監理技術者補佐の配置状況</u>	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(7)下請業者の使用状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(8)社会保険の加入状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
2. その他の事項	（具体的に記入）
（不適正等の内容）	
（指導状況）	

点検（調査）者職・氏名

現 行

様式第 1 0 号別添

別 添

点 検 等 年 月 日	年 月 日
1. 点検事項	点検結果（該当事項に○をする）
(1)施工体制台帳の整備状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(2)下請契約書	イ. 建設工事標準下請契約約款を使用 ロ. 同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ. その他
(3)一括下請又は不必要な重層下請	イ. 疑いがない ロ. 疑いがある
(4)標識等の掲示	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(5)施工体制及び施工体系図の確認	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(6)監理（主任）技術者の配置状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(7)下請業者の使用状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(8)社会保険の加入状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
2. その他の事項	（具体的に記入）
（不適正等の内容）	
（指導状況）	

点検（調査）者職・氏名

改 正 案

様式第 1 2 号別添

別 添

確認事項	確 認 日	年 月 日			
	現場代理人	氏 名			
	主任技術者 又は 監理技術者	氏 名	会社の名称	氏 名	会社の名称
	連絡員				
	監理技術者補佐				
	専門技術者				
	当該工事 施 工 者	工事の種別	会社の名称	工事の種別	会社の名称
(備考)					

(注) 1 「主任技術者又は監理技術者」「監理技術者補佐」「専門技術者」欄には、
確認当日実際に技術管理を行っている者を記載すること。
2 「連絡員」欄には確認当日実際に工事現場で連絡員として配置されていた者
を記載すること。
3 「当該工事施工者」欄には確認当日実際に工事を施工していた者を記載する
こと。

現 行

様式第 1 2 号別添

別 添

確認事項	確 認 日	年 月 日			
	現場代理人	氏 名			
	主任技術者 又は 監理技術者	氏 名	会社の名称	氏 名	会社の名称
	専門技術者				
	当該工事 施 工 者	工事の種別	会社の名称	工事の種別	会社の名称
(備考)					

(注) 1 「主任技術者又は監理技術者」「専門技術者」欄には、確認当日実際に技術
管理を行っている者を記載すること。
2 「当該工事施工者」欄には確認当日実際に工事を施工していた者を記載する
こと。

改 正 案

現 行

様式第 1 3 号

様式第13号

年 月 日

人員の配置を示す計画書
(建設業法施行規則第17条の2又は第17条の5)

対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
------	---------------------	--

建設業者 主任技術者 又は監理技 術者（営業所 技術者又は特定 営業所技術者）	名称			
	所在地			
	氏名			
	所属営業所名			※17条の5の場合のみ記載
	一日平均の法定外労働 時間	見込み時間	実績時間	

建設工事 1	工事名称						
	工事現場所在地						
	契約締結営業所	名称			※17条の5の場合のみ記載		
		所在地			※上記所属営業所と同じである必要		
	建設工事の内容				※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額				※1億円未満(建設一式工事の場合は2億円未満)である必要		
	移動時間				※1日で返却可能かつ覆ねる時間以内である必要		
	下請次数				※3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の 施設方法						
	情報通信機器						
	連絡員	氏名					
		所属会社					
		実績の経歴	工事名称	期 間			
		※1次～3次工事又 は建設一式工事の 組合に加盟、※3次 工事の経歴は1年以上 である必要		年	月	～	年 月
				年	月	～	年 月
			合 計		年 月		

建設工事 2	工事名称			
	所在地			
	建設工事の内容			
	請負代金の額			
	移動時間			
	下請次数			
	工事現場の施工体制の 施設方法			
	情報通信機器			
	連絡員	氏名		
		所属会社		
		実績の経歴	工事名称	期 間
		※1次～3次工事又 は建設一式工事の 組合に加盟、※3次 工事の経歴は1年以上 である必要	年 月 ～ 年 月	
			年 月 ～ 年 月	

(新 設)